

茨木市中央公民館運営審議会規則

〔昭和 47 年 12 月 28 日
茨木市教育委員会規則第 17 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨木市公民館条例（昭和 47 年茨木市条例第 42 号）第 6 条に規定する茨木市中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員長及び副委員長)

第 2 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選とする。

2 委員長及び副委員長の任期はそれぞれ 1 年とする。ただし、再選することができる。

3 委員長は、審議会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

(定足数)

第 4 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の案件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(議事)

第 5 条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 48 年 1 月 16 日から施行する。

2 茨木市立中央公民館運営審議会規則（昭和 29 年茨木市教育委員会規則第 16 号）は廃止する。

附 則（昭和 56 年規則第 11 号）

この規則は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 3 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。